

**6月4日(土)から6月10日(金)は「歯と口の健康週間」です**

歯と口の機能は「食べる・話す・笑う」など、いきいきと健康的な生活を送る上で重要な役割を担っています。

歯と口の健康のためには、正しい歯の磨き方を身につけるとともに、かかりつけ歯科医をもち、定期的な検診を受け、日頃から歯や口の中の状況を知っておくことが大切です。

**「歯周病検診が始まります」**

虫歯や歯周病の予防、早期発見のため歯周病検診を行います。この機会にお口の中の健康状態をチェックしてみませんか。

**検診期間** 6月1日(水)～平成29年2月28日(火) (歯科医療機関の休日を除く)

**場所** 揖斐郡内の指定歯科医療機関

**対象者** 今年度30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる希望者

**負担金** 500円

検診結果により治療が必要と診断された場合、その後については保険診療扱いとなります。

\*平成28年度家族調査で希望された方は、5月下旬に検診票を郵送しました。指定の医療機関へ直接予約をして受診してください。

また、対象の年齢の方で検診票のない方は、保健センターで発行します。

## 公立保育園「施設型給付費」について ～平成27年度 公立保育園在園児保護者の皆様へお知らせ～

平成27年4月より施行された「子ども・子育て支援新制度」において、今までバラバラに行われていた保育園や幼稚園等に対する財政支援(各省庁による運営費や補助金)を“施設型給付”という新しい(共通の)財政支援制度へ一本化されました。

【参考】「施設型給付費等法定代理受領額」通知の法的位置付け

●子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付等については、保護者皆様への個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、各施設が保護者の皆様の代わりに受領する(法定代理受領と呼びます)仕組みとなっています。

(公立保育園についても同様に、“施設型給付費”の支給元である池田町が、公立保育園を運営する池田町に“施設型給付費”を支給する必要があります。しかしながら、支給元と受領先が共に「池田町」であるため、運営経費のうち保育料等だけでは不足する部分について、税などの一般財源を充て、“施設型給付費”を支給していることとしています。)

●「特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、この度、平成27年度の実績をご報告するものです。

### 池田町の“施設型給付”に関する考え方

上記法的位置付けに基づき、池田町ではこのお知らせにより「施設型給付」に関する考え方について表示することで、法定代理受領した施設型給付額の通知とさせていただきます(私立保育園については「委託費」であるため、通知は致しませんが、基本的な考え方は同様となります)。

| 歳 出                                      | 歳 入                                      |
|--|--|
| 公立保育園運営経費<br>(人件費・事業費・管理費等)<br>364,622千円 | 施設型給付費相当額<br>(税・交付税などの一般財源)<br>281,594千円 |
|  | 利用者負担額<br>(保育料)<br>77,183千円              |
|  | その他の収入<br>(長時間保育・一時保育利用料等)<br>5,845千円    |

“施設型給付費”相当額(281,594千円)を入所児童年間延べ人数(4,799人)で割り戻した額が、「一人当たりの施設型給付額(約59千円/月)」となります。

※1. 各数値は、あくまでも平成28年5月2日現在の決算見込額であり、最終的な決算額とは異なることをご了承ください。  
※2. あくまで実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

### 税務職員募集(高校卒業程度)

| 職 種   | 税務職員採用試験  |
|-------|---|
| 受験資格  | 1 平成28年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成29年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者<br>2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者                                     |
| 申込期間  | 【インターネット】平成28年6月20日(月)午前9時～6月29日(水)受信有効<br>【郵送又は持参】平成28年6月20日(月)～6月22日(水)<br>(注)郵送の場合は、6月22日(水)までの通信日付印があるもの、持参の場合は、6月22日(水)17時までに提出があったものに限り、受け付けます。 |
| 試験日   | 第1次試験 平成28年9月4日(日)<br>第2次試験 平成28年10月12日(水)～10月21日(金)のうちいずれか指定する日  |
| 問い合わせ | 名古屋国税局 人事第二課 試験係 TEL052-951-3511(内線3450)<br>国税庁ホームページの名古屋国税局コーナー ( <a href="http://www.nta.go.jp/nagoya">http://www.nta.go.jp/nagoya</a> )            |